

平成29年第2回美祢市議会定例会会議録（その5）

平成29年6月29日（木曜日）

1. 出席議員

1 番	末 永 義 美	2 番	杉 山 武 志
3 番	戎 屋 昭 彦	4 番	猶 野 智 和
5 番	秋 枝 秀 稔	6 番	岡 山 隆
7 番	高 木 法 生	8 番	三 好 睦 子
9 番	山 中 佳 子	10 番	岩 本 明 央
11 番	下 井 克 己	12 番	秋 山 哲 朗
13 番	徳 並 伍 朗	14 番	竹 岡 昌 治
15 番	安 富 法 明	16 番	荒 山 光 広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿 谷 敦 朗	議会事務局長 補 佐	大 塚 享
議会事務局 主任	篠 田 真 理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西 岡 晃	副 市 長	篠 田 洋 司
市長公室長	石 田 淳 司	総 務 部 長	田 辺 剛
総合政策部長	藤 澤 和 昭	市民福祉部長	大 野 義 昭
建設農林部長	志 賀 雅 彦	観光商工部長	西 田 良 平
観光商工部次長	白 井 栄 次	総 務 部 長	佐々木 昭 治
総 務 部 長	竹 内 正 夫	総 務 課 長	池 田 正 義
財 政 課 長	中 嶋 一 彦	税 務 課 長	内 藤 賢 治
市民福祉部長	河 村 充 展	市民福祉部長	中 村 壽 志
市民課長	岡 崎 堅 次	地域福祉課長	高 橋 睦 夫
市民福祉部 高齢福祉課長	波佐間 敏	建設農林部 建設課長	細 田 清 治
教 育 長	松 永 潤	病院事業管理者	東 城 泰 典
上下水道事業 管理者	鮎 川 弘 子	会計管理者	金 子 彰
消 防 長	安 村 芳 武	美東総合 支所長	杉 原 功 一
秋芳総合 支所長		教育委員会 事務局長	
病院事業 管理局長		上下水道局長	

上下水道局次長 三戸昌子 消防本部次長 有吉武士
農業委員会事務局長 安永一男

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 48 号 美祢市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 49 号 美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 50 号 美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 51 号 美祢市税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 52 号 美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 53 号 美祢市空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 45 号 平成 29 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 46 号 平成 29 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 47 号 平成 29 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 54 号 養護老人ホーム秋楽園組合理約の変更について
- 日程第 12 議案第 55 号 財産の取得について
- 日程第 13 請願第 1 号 建設経済課の統廃合に関する請願
- 日程第 14 政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告について
- 日程第 15 少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告について
- 日程第 16 議員派遣について
- 日程第 17 議案第 57 号 美祢市立厚保小学校校舎長寿命化改修（建築主体）工事の請負契約の締結について
- 日程第 18 議案第 58 号 秋芳北部地域統合保育所建設（建築主体・屋外整備）工事の請負契約の締結について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第5号）及び議員派遣一覧、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、下井克己議員、徳並伍朗議員を指名いたします。

日程第2、議案第48号から日程第13、請願第1号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 登壇〕

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） 皆さん、おはようございます。ただいまより、去る6月16日開催の教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第53号美祢市空家等対策の推進に関する条例の制定についての議案1件につきまして、委員全員出席のもと慎重に審査しましたところ、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

委員より、本市の条例では、他市のように、行政の権限、区長の役割などといった細部にわたる規定がされていない。この条例で空き家等に関する細部への対策が可能かとの質疑に対し、執行部より、本条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に沿って策定しています。細部については、条例または規則で定めることを地方自治体に委ねられており、本市では規則において定めることにしていますとの答弁がありました。

また、委員より、美祢市の空き家軒数の状況についての質疑に対し、執行部より、

平成25年の住宅土地統計調査の推計値によると、本市の空き家の総数は2,230戸であり、そのうち老朽化した空き家が全体の29%に及ぶ650戸あります。これについては、今後、特定空き家等の実態調査を行い、明確な数字をお示しできる予定ですとの答弁がありました。

また、委員より、危険空き家の所有者が、市の助言・指導・勧告及び命令に応じない場合は、行政代執行で強制撤去を行っていくお考えがあるか。また、代執行した場合、費用の回収が困難な場合の対策についてお伺いするとの質疑に対し、執行部より、特定空き家の所有関係者は経済的困窮者である可能性が高く、所有者の死亡や相続の関係などで行政代執行の費用回収が進まない状況があると考えています。これについて、補助金活用なども含め、どのような措置が妥当であるかを考えてまいりたいと思いますとの答弁がありました。

このほかにも質疑、意見等がございましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上で議案の審査は終了いたしました。その他の所管事項において、委員より、下関市綾羅木川における恐竜の卵の化石発見に美祢市が関わっているとの新聞報道があった件の詳細についての質問があり、執行部より、化石は昭和40年に下関市で採取され、調査を福井県立大学恐竜学研究所、福井県立恐竜博物館、美祢市化石館の共同で行ったこと、また、その調査・鑑定の結果、昨年、恐竜の卵化石である可能性が浮上したことなどの説明がなされました。今後は、福井の関係機関とも連絡を密にしながら、新しい情報があれば随時お知らせできるように努めたいということでありました。

また、執行部より、先般の山焼き事故を受け、山焼き対策協議会において承認された山焼き作業安全マニュアルの内容報告と説明があり、今後の山焼きについては、このマニュアルの周知徹底を図り、安全に実施できるように取り組んでまいりたいと考えていますとのことでした。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○総務民生委員長（戎屋昭彦君） おはようございます。ただいまより、去る6月19日開催の総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案9件及び請願1件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

議案第46号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第47号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第49号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第50号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、議案第51号美祢市税条例の一部改正について、議案第52号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第54号養護老人ホーム秋楽園組合規約の変更について、議案第55号財産の取得についての8件につきましては、いずれも全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

また、議案第48号美祢市個人情報保護条例の一部改正につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

また、請願第1号建設経済課の統廃合に関する請願につきましては、全員異議なく、全会一致にて採択することといたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑、意見について御報告いたします。

議案第48号美祢市個人情報保護条例の一部改正について、個人情報の提供に関して、法令等で特別の定めがある場合は審査会に意見を求める必要がなくなることについて、委員より、法令等に規定されている内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部より、法令等に特別の定めがあるものとしては、市町村長から都道府県知事に確認情報の通知を行う場合や、戸籍の副本をネットワーク経由で法務局に送信する場合などが挙げられますとの答弁がありました。

この議案に対しては、委員より反対意見がありましたが、内容は割愛させていただきます。

また、他の議案についても委員より質疑等がなされましたが、内容は割愛させていただきます。

次に、請願第1号建設経済課の統廃合に関する請願について御報告いたします。

まず、本請願を審査するに当たり、冒頭に猶野副委員長が請願文の趣旨を読み上げ、続いて執行部より、本請願と同じ内容で市長に提出された陳情に対する回答文が読み上げられました。

最初に、委員より、本市の地域ごとの農業者数及び農地面積の割合について質問があり、執行部より、農業者数については、美祢地域が全体の46%、美東地域が26%、秋芳地域が28%であること、また、農地面積については、美祢地域が全体の41%、美東地域29%、秋芳地域30%であるとの回答がなされました。

また、委員より、執行部の陳情に対する回答では、建設課、農林課の業務を本庁に集約し、指揮命令系統の一本化、業務の効率化を図ることで一層の農業振興につながるとのことだが、農業者、農地面積の割合が高い美東・秋芳の建設経済課を廃し、なぜ本庁に業務を集約するのかとの問いに対し、執行部より、組織全体における職員配置のバランスを考え集約し、指揮命令系統を一元化することにしました。地域における指導・相談業務は多少手薄になることも考えられますが、市全体を対象に指導・相談業務を行うため、バランスのよい職員配置を行い、また集約化を図ることも必要です。また、類似団体と比較して、本市の農業部門職員数は決して少なくないと考えていますとの答弁がありました。

請願の採択・不採択については、全委員から意見がございましたが、その意見を集約の上、御報告いたします。

委員より、住民はさまざまな問題に対処できる職員配置を望んでいる。このたび、建設経済課の本庁への統合・集約については、地域の農業者のバランスやモチベーションも考え、住民の意向・意見を十分に把握する必要がある。したがって、請願の趣旨を尊重し、美東・秋芳の建設経済課を廃止したことについて執行部の再考を求めるとの意見でした。

採決の結果、全会一致で本請願は採択することになりました。

最後に、その他の所管事項として、委員より、十文字原及び丸和跡地の利活用について質問がありましたが、内容は割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えいたします。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） おはようございます。ただいまより、去る6月20日に開催しました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案第45号平成29年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の議案1件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

まず、委員より、有害鳥獣捕獲委託事業における増額補正の詳細について質疑があり、執行部より、この事業は、有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、美祢、美秋猟友会に捕獲などをそれぞれ委託しているものです。このたび、美祢、美秋猟友会の均衡を図るため、出動回数などをそれぞれふやすなど、契約内容を変更するものです。また、農作物の被害が多い時期に出動回数をふやすことにより、被害が軽減されることを期待できると考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、情報セキュリティの強靱化対策の実施に伴う環境整備や改修及び電算機器の購入に係る予算が計上されているが、これはマイナンバー制度に係るものかとの質疑に対し、執行部より、このたびの補正は、電算管理業務において、7月からマイナンバーの情報連携を開始することに伴い、国から求められた環境整備に対応するものですとの答弁がありました。

次に、委員より、道の駅おふくの施設改修に関し、今後、温泉の改修工事を行う予定について質疑があり、執行部より、脱衣所等の部分的な改修は行っていますが、

大規模な改築等について具体的な構想はありませんとの答弁がありました。

また、委員より、道の駅おふくの改修案にはないが、トイレを施設外に移すお考えはないかとの質疑に対し、執行部より、トイレの移設について検討を行いました。が、スペースの確保が困難であることから、既存トイレの改築を行いたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、道の駅おふくの改修計画において、不採算部門であるレストランを刷新するお考えはなかったのかとの質疑に対し、副市長より、道の駅おふくは、山村振興対策事業により、食材供給施設ということで設置された施設です。国庫補助事業で整備した施設であるため、用途変更については慎重な対応が必要だと思っていますとの答弁がありました。

また、委員より、道の駅おふくは黒を基調にした内装に改修されるが、黒の発想はどこからきたのかとの質疑に対し、執行部より、内装については、道の駅おふくからの提案に基づき、市と会社で協議の上、評価の高いカルスターを基準にしたものですとの答弁がありました。

次に、委員より、大気等測定事業について、ばいじん集積装置を移転するが、土地は購入するのかとの質疑に対し、執行部より、移転先の土地は借地とする予定で、すとの答弁がありました。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま、教育経済委員長、総務民生委員長及び予算決算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

日程第2、議案第48号美祢市個人情報保護条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

法律で決まっていることは審査会を開かなくてもいいという、今回の改正に反対いたします。どの場合も同様、審査会を開き、審査会の意見を聞くべきだと判断します。開くべき審査会までが、法律の範囲の拡大解釈で開かれないことがあるのではないかと危惧します。個人情報の提供が拡大していく可能性もあると考え、この条例の改正に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それでは、美祢市の個人情報保護条例の一部改正について意見を述べさせていただきます。

既に、市の執行部から説明が行われております。本市では、美祢市の個人情報保護条例第9条の1項において、「法令等に特別の定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはならない。」と規定されています。オンライン結合とは、美祢市の各機関が管理する電子計算機と市以外のものが管理する電子計算機、その他、この機器を通信回線を用いて結合して、保有個人情報を市以外のものが随時入手し得る状態にする方法でありますけれども、オンライン結合にならない、させないシステムにするという、こういった執行部からの説明もありました。

ということで、一般的にいうと、インターネット回線とつながっていない美祢市の個人情報というものは完全分離の状態のシステムであり、自治体専用の回線でつながっているということでありまして、一般的な端末に市のデータ入れて、そして自治体間だけでやっておりますので、そういったところに情報が漏れる可能性はないかなと思っております。

そして、美祢市の各機関は「オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始するときは、あらかじめ、審査会」、この審査会とは、美祢市情報公開個人情報

報審査会、この「意見を聴かなければならない。その内容を変更するときも、また同様とする。」と規定されております。

ということで、このたびは法令等に定めがある場合についてはということで、あらかじめ審査会の意見を聞かなければならない場合から除くとしておりますけれども、このことは、美祢市情報公開個人情報保護審査会においても了承していただいております。それで、審査会のメンバーは4人とも聞いておりますし、山口大学の教授、弁護士等、こういったところの4名で、今回のこういった法令に定めがある場合については、あらかじめ審査会の意見を聞かなければならない場合から除くこととしてありますけれども、これでもし問題があれば審査会のほうから異論が出たはずでありますけれども、こういった一部改正については審査会から、再検討しなければならないとか、特に問題点の指摘はなされなかったということ聞き及んでおりますので、こういった状況であれば、特にそういった情報が漏れる心配はないと確信しておりますので、賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第49号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第50号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第51号美祢市税条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第52号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第7、議案第53号美祢市空家等対策の推進に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第45号平成29年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 賛成の立場で意見を述べます。

大気等測定事業に関してですが、大気等測定事業の目的が工場の煙突や鉱山から排出されるばいじん等集積の測定となっています。企業と行政が一緒に環境を守るという立場で、この事業は両者で行うものと考えます。移転また新規設置等の発生時には、企業や環境省にも支援を要請するべきだと考えます。

次に、有害鳥獣捕獲委託事業に関してですが、今回の補正は、いわば攻めの事業です。守りの事業として、電気柵の補助金制度がありますが、この予算の枠が既になくなっています。水稻は、8月1日ごろに穂が出て、被害はこれからです。補助金が受けられるよう、9月議会では補正を組んで対応していただきたいことを述べます。

また、次の地方創生拠点整備交付金の件ですが、今回、道の駅の改修工事がこの交付金で行われます。交付金で道の駅を改修されますが、道の駅みとうのトイレ改修にもこの交付金の申請をしていただきたかったです。

以上を述べまして意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第46号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第47号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第54号養護老人ホーム秋楽園組合規約の変更についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第55号財産の取得についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、請願第1号建設経済課の統廃合に関する請願の討論を行います。

本請願に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。本請願に対する委員長報告は請願採択であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は採択することに決しました。

日程第14、政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告についてを議題といたします。

この際、特別委員長の報告を求めます。政治倫理条例に関する特別委員長。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 登壇〕

○政治倫理条例に関する特別委員長（高木法生君） ただいまより、去る6月21日開催の政治倫理条例に関する特別委員長報告を申し上げます。

では、委員会の協議内容について報告いたします。

今回は、まず、本特別委員会が有識者を招いて4月19日に開催した講演の内容を踏まえ、委員より、今後の会の進め方等について意見を伺いました。委員からは、本条例のあり方について、また必要性について多くの意見をいただきました。

まず、議員の政治倫理条例とは、議員が当然持つべき倫理感について規定されたものである。議員個人が襟を正すことで、本来、条例として制定する必要はない。他市の事例を参考に申し合わせ事項に規定するなど、本規程のあり方を根本から考える時期に来ているとの意見。また、議員には大きな責務があり、本条例をもって、公正な議会であることを市民に示す必要がある。現行条例をよりよいものにしていくための議論が必要であるとの意見。さらに、本市の実情、背景などを鑑み、現行条例をゼロベースで考え直すべきではとの意見等がありました。

これらの意見及び他に出された意見を取りまとめた上、まず、現行条例のあり方を考えていく中で、他市の条例やその条例制定の背景等を確認するための資料を作成の上、次回の本特別委員会に提示し、議論をいたすこととしたところです。

以上で、政治倫理条例に関する特別委員長報告を終わります。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 政治倫理条例に関する特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、政治倫理条例に関する特別委員会の委員長報告についてを終わります。

〔政治倫理条例に関する特別委員長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第15、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告についてを議題といたします。

この際、特別委員長の報告を求めます。少子高齢社会対策調査特別委員長。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 登壇〕

○少子高齢社会対策調査特別委員長（猶野智和君） ただいまより、去る6月22日開催の少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

このたびの委員会開催は、本特別委員会設置後初となりましたので、まず、正副委員長の互選を行い、委員長に猶野、副委員長に下井委員がつくことになりました。

次に、調査事項に入るに当たり、少子高齢社会対策調査と申しましても、その分野は大変幅広く複雑であるため、少子社会対策分科会と高齢社会対策分科会の2つの分科会を設け調査・研究し、深く議論することを委員長提案し、委員の同意を得たところであります。

そこで、各委員の所属分科会について協議を行い、各分科会7名の委員で構成することとし、少子社会対策分科会の会長に杉山委員、副会長に安富委員、高齢社会対策分科会の会長に末永委員、副会長に竹岡委員を選出いたしました。

続いて、各分科会を開催し、調査事項について協議いたしましたところ、少子社会対策分科会においては、委員より、まず本市の現行施策の現状等について調査を進める、執行部に限らず子育て世代の方々などの御意見・御要望を伺う、先進地などの取り組みについて研究していくなどの意見もありましたが、ひとまず、本市の現行施策をリストアップし、必要に応じて執行部より説明などを聴取することとしたところであります。

なお、次回からの具体的な調査テーマにつきましては、正・副分科会長に一任しております。

また、高齢社会対策分科会においては、地域包括ケアシステムの構築や介護保険関連法の改正ポイント、CCRC構想などの研究を行うなどの意見がありましたが、その前段として、本市の高齢者の現状把握を行うこととし、次回開催までに執行部に対して資料の請求などを行い、正・副分科会長において具体的な調査項目を選定し、優先順位をつけ、進めていくこととしております。

本特別委員会は、これらの各分科会の意見に基づき、今後進めていくことを確認したところであります。

以上で、少子高齢社会対策調査特別委員会につきましての委員長報告を終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 少子高齢社会対策調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告についてを終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、お手元に配付いたしたとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前11時23分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。ただいま机上に配付いたしたものは、議事日程表（第5号の1）、議案付託表、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。日程第17及び日程第18を日程に追加し議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、日程第17及び日程第18を日程に追加することに決しました。

日程第17、議案第57号美祢市立厚保小学校校舎長寿命化改修（建築主体）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

本件につきまして、秋山議員は、地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されます。

〔秋山哲朗君 退席〕

○議長（荒山光広君） 市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成29年第2回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案1件について御説明を申し上げます。

議案第57号は、美祢市立厚保小学校校舎長寿命化改修（建築主体）工事の請負契約の締結についてであります。

これは、厚保小学校の老朽化に伴う改修工事と、東厚小学校と川東小学校が統合したことによる対応や、多様な学習形態による活動を可能とするための増築工事を、平成28年度からの繰越予算と本年度分の予算とを合わせて一体的に施工するものであります。

6月5日に入札を執行した結果、美祢市立厚保小学校校舎長寿命化改修（建築主体）工事、秋山建設・大和建设特定建設工事共同企業体が3億9,363万5,160円で落札したところであります。つきましては、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第57号美祢市立厚保小学校校舎長寿命化改修（建築主体）工事の請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はありませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 厚保小学校の耐震化、長寿命化ですか、改修工事の件ですが、一件だけお伺いをします。

議案の参考資料ですが、これ見ますと、校舎の内容がわかります。この中に、児童クラブ室が一緒に設けられるようになっております。委員会に所属しておりませんのでお聞きをするわけですが、この運営について、学校の校舎の中に児童クラブ室が設けられたとき、管理運営については、学校の管理下に入るのかどうなのかについてお伺いをします。

○議長（荒山光広君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 安富議員の御質問にお答えいたします。

校舎の内容、用途について、児童クラブ室があるということで、これの管理についてどうなるかという御質問だったと思いますが、校舎のほうは、児童クラブ室は施錠等が別にできるようにしてありますので、学校の校舎の管理とは別に運営ができるシステムにしてありますので、児童クラブは児童クラブで使用をするという形の校舎のつくりになっております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 今度、秋芳の桂花小学校にも同じような措置がされるというふうに思うんですが、これについても同じことが言えるということですね。同じ管理状況になると、こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（荒山光広君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 桂花小学校の児童クラブですけども、同じように、別物で扱えるように建築のほうはしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、所管の委員会へ付託いたします。
秋山議員の復席を許可いたします。

〔秋山哲朗君 復席〕

○議長（荒山光広君） 日程第18、議案第58号秋芳北部地域統合保育所建設（建築主体・屋外整備）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成29年第2回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案1件について御説明申し上げます。

議案第58号は、秋芳北部地域統合保育所建設（建築主体・屋外整備）工事の請負契約の締結についてであります。

これは、平成30年4月に、嘉万保育園と別府保育園が統合し、新しく保育園が開園することに併せて、園舎及び園庭を整備するものであります。

6月19日に入札を執行した結果、株式会社西田産業が1億8,554万2,920円で落札したところであります。

つきましては、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出しました議案1件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第58号秋芳北部地域統合保育所建設（建築主体・屋外整備）工事の請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 58号は、私が所属しております総務民生委員会でございますので、より議論を深めたいというふうに思っておりますから、議長に対しまして資料請求をしたいと思うんです。今回は建築主体と屋外整備、一括発注をされております。その区分と、入札に係る資料請求をしたいと思うんです。

なぜならば、桂花小学校のときも、低入札だとかいろんなことで、ちまたで噂されました。今回もまたお聞きしたんで、ぜひその辺のところを議論深めていくほうが、かえっていいんじゃないかという気がいたします。

言にくいんですが、ましてや市長は就任のとき、この業者と東京と一緒にいかれたり、やっておられるんで、ちまたでいろんな噂が出ているんです。したがって、その辺を払拭したいという気持ちを込めて資料請求をしたいと思います。よろしく議長のほうでお取り計らいをお願いいたします。

○議長（荒山光広君） 入札に係る資料ということですが、執行部のほう、よろしいですか。具体的にどういった資料かということなんですが。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 例えば、入札参加の業者、選定があるだろうと思うんです。選定委員会、どのように議論されたのか。というのは、過去2年、直前の2年の工事高がかなり低いと、そういう業者に1億8,000万、倍以上の――が、まずは1つ。それを審査委員会の見解を含めて。

それから、何か失格者も出たということですから、逆にすれば、何でそんなことが起きたのかなという気もしますし、入札の結果等々ですが――まだ言わにゃいけ

ませんか。入札関連のと言うたら、執行部、わかると思うんですがね。

○議長（荒山光広君） よろしいでしょうか。それじゃ、また後ほど、その点の資料請求したいと思います。委員会まででよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それじゃ、執行部のほう、よろしくお願いします。

その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、所管の委員会へ付託いたします。この際、暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午後 3時26分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第17、議案第57号美祢市立厚保小学校校舎長寿命化改修（建築主体）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

本件につきまして、秋山議員は、地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されます。

〔秋山哲朗君 除斥〕

○議長（荒山光広君） 本件に関しまして、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 登壇〕

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） ただいまより、先ほど開催いたしました教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第57号美祢市立厚保小学校校舎長寿命化改修（建築主体）工事の請負契約の締結について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

まず、委員より、市長の提案説明で、多様な学習形態を可能にするための増築工

事を行うとのことだか、特殊な教室をつくられるのかとの質疑に対し、執行部より、二つの学年を通して学習を行う多目的スペースを建設する予定ですとの答弁がありました。

次に、委員より、校舎改修工事の期間中の児童の学習場所や安全対策について、どのように対応されるかとの質疑に対し、執行部より、教室、職員室等について、仮設校舎で対応する予定です。また、児童の安全面についても配慮してまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、仮設校舎に暑さ対策は施されているかとの質疑に対し、執行部より、仮設校舎はプレハブ造りのため、空調を完備いたしますとの答弁がありました。

さらに、委員より、既存の校舎を活用する割合について質疑があり、執行部より、鉄筋コンクリート造りの既存部分は活用し、東側木造部分に941平米を増築する予定ですとの答弁がありました。

このほか、委員より、洋式トイレの設置について、その他設備の状況について、質疑がなされましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これより、日程第17、議案第57号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

秋山議員の復席を許可いたします。

〔秋山哲朗君 復席〕

○議長（荒山光広君） 日程第18、議案第58号秋芳北部地域統合保育所建設（建築主体・屋外整備）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○総務民生委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、先ほど開催いたしました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

本会議におきまして、本委員会に付託されました、議案第58号秋芳北部地域統合保育所建設（建築主体・屋外整備）工事の請負契約の締結についての議案1件を委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

まず、先ほどの本会議において、執行部に対し、本委員会への提出を求めたこの議案にかかわる入札関係の資料が提出されました。

委員より、このたびの保育所建設の工期は、来年の2月末となっている。隣接する秋芳桂花小学校建築工事の工期と重なっているが、工期の見通しは確かかとの質疑に対し、執行部より、入札時に工期を示しているため、工期内に完成するものと思っていますと答弁がありました。

また、委員より、工事の規模などに対する入札指名業者に関する基準及びこの工事落札業者の職員体制等について質疑がなされ、執行部より、入札業者については、要綱等に基づき指名しており、このたびの工事は、市内の建築一式工事において、等級がAランクの業者を指名しています。

また、この工事にかかる基準として、国家資格を有する1級技術者が営業所に専任で従事していること、及びそのほかに1級、または2級の資格を有する技術者が必要ですとの答弁がありました。

さらに委員より、この工事にかかる下請業者について、応札業者が下請業者になっていることはないかとの質疑に対し、執行部より、下請業者は提出書類により確認していますが、このたびの工事の下請けに、同じ入札に参加した業者は含まれて

いませんととの答弁がありました。

副委員長より、保育所と小学校の位置関係を確認できる図面等の資料請求がなされ、執行部より、それに対応する平面図が提出されました。

これについて、委員より、二つの工事が平行して進むが、安全管理に対する行政の指導、配慮はどのようになっているかとの質疑に対し、執行部より、関係部署等とも十分協議し、安全配慮に努めたいと思いますとの答弁がありました。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これより、日程第18、議案第58号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 賛成の立場なんですが、一つだけ意見を申し上げたいと思います。

委員会の中で質疑をいたしました。委員長報告の中では割愛されておりましたが、せつかくの工事ですので、下請にはできる限り市内の業者、できればBランクの業者だろうと思うんですが、そうした方の指導、育成、せつかくのチャンスでございますので、ぜひともそういう業者を使うよう指導していただきたい。間違っても大きな大手に丸投げがないような状態をお願いをしたいと、以上が意見でございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

この際、御報告を申し上げます。

美祢市議会政治倫理審査会の審査結果について、平成29年2月13日付で、審査請求代表者坪井康男氏より、竹岡昌治議員が、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例に規定する政治倫理基準に抵触する疑いがあるとして、同条例に基づき、有権者50分の1以上の連署をもって審査請求書が提出され、2月28日付で、議長において美祢市議会政治倫理審査会を設置いたしました。

この件につきまして、美祢市議会政治倫理審査会において審査され、6月27日付で、審査会長から議長に対し、審査報告がなされました。この審査報告につきましては、美祢市議会基本条例の趣旨にのっとり、市議会ホームページにより市民に公表することといたします。（発言する者あり）竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、議長から報告を受けたわけではありますが、私が関与した問題でございまして、実に長い期間、高木委員長初め委員の皆さん方には慎重な審査に当たられました。大変お疲れさまでしたと労をねぎらいたと思います。

しかし、ただいま政治倫理条例に基づく政治倫理審査会の結果報告というものを今度は告示するというので、実は私、きのう議長のほうから結果報告書をいただきました。そして政治倫理審査会の議事記録を資料請求いたしまして、6月27日ですから、おとついでですか、ようやく手にすることができました。

そして、6月2日の審査内容におきまして、三好睦子議員の発言を見て愕然といたしました。まず三好議員にお尋ねしたいんですが、この議事記録に書いてある発言を三好議員がなされたのかどうか。議事記録がうそが書いてあったときにはまずいんで、まずそれを確認した上で後ほど動議を出したいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 手元に今、会議録を持っておりませんが、私が6月2日に述べましたことについて、私はこういう意味で言ったんですが、今回審査会を開いてほしいという署名が約1,700でしたかね、ありましたが、その中で無効の票もあったとかいうことですが、そんなに多くの方がこの審査についてしっかりと審査をしていただきたいと、そういった意味でうわさというか内容が流れていますが。

そういったことがありましたが、それについて署名をされた方々の、こういった

気持ちで、こんなことがあるけれど、それは事実じゃろうかどうじゃろうかと、そういう意味でしっかりと審査をしていただきたいという意味で、その1, 700通の筆ですか——の署名があったということで、真実はどれだろうかということでした。しっかりと審議をしていただきたいという署名があったと思って、私はその中で言葉を引用しましたが。

そういった意味で、別にその審査会の審査をしっかりとしていただきたいという市民の皆さんの気持ちを代弁したと思うんです。それで別に、しっかりと審議されたのでよいのではないのでしょうか。

○議長（荒山光広君） 三好議員、今、竹岡議員の質問は、会議録に残っていることが、三好議員発言されたかどうかということの確認だったと思います。その点いかがでしょうか。確認で、事実かどうかということです。三好議員。

○8番（三好睦子君） 会議録はいただきましたが、しっかりと見ておりませんけれど、市民の皆さんのそうした気持ちを伝えたいと思って、その会議録が今ちょっと手元にないので、はっきりわかりません。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 誤解をされているんじゃないかと思うんですね。私が、三好議員にちょっとお尋ねしたいなと思ったのは、この会議記録に残っている発言は、中身が事実かどうかといことをお尋ねしたんじゃないんです。記録が正しいかどうか、それをお聞きしただけです。

ですから、いや、私はこんなこと言ってないのに書かれてるとかいうのがあったらまずいで、まず、そのことをお尋ねしたつもりなんです。そのようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今、手元にありませんけど、会議録に言ってないことが書かれるような事務の処理はされていないと思いますが。

○議長（荒山光広君） そうしますと、事実でいいということですね。（発言する者あり）三好議員。

○8番（三好睦子君） それは会議録を——事実ではないとは言いませんが、今手元にないのでわかりませんが、私の気持ちとしては、こういう市民の署名をされた方の、こういったことを聞いていたから、それが事実かどうか、そういうことがあ

ったのかどうか、本当にその審査会でしっかりと審議していただきたいという思いじゃなかったかと思います。

もしも、ちょっと今、政治倫理の持ってきておりませんが、そういった皆さんの気持ち（発言する者あり）1, 700通の本当に——何て言うんですかね。

（「聞いてない」と呼ぶ者あり）

○議長（荒山光広君） わかりました。三好議員……

○8番（三好睦子君） わかりました。（「はい」と呼ぶ者あり）言葉足らずで済いません。

○議長（荒山光広君） 今、竹岡議員のほうから、その発言の内容が事実かどうか、三好議員は今手元にないからわからないということなんで、ちょっと休憩をとりますので、その辺、三好議員、確認をしていただいて、今の質問に答えていただけますか。よろしいですか。（発言する者あり）はい。

それでは、暫時休憩します。

午後3時44分休憩

午後4時08分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

休憩中に三好議員確認をされたと思いますけども、事実かどうかだけ御答弁をお願いいたします。三好議員。

○8番（三好睦子君） 読みました。話があればとか、これとか、とっさでうまく言っていない部分もありますが、話の内容が飛んでしまったとこ、また、私の意の伝わらないところもありますけど、この部分は間違いないと思います。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 三好議員から、この議事記録は間違いないということですので、それでは動議を申し上げたいと思いますが。

この資料を、実はこの政治倫理審査会のこの議事記録、今配付をされました。これを実は資料請求いたしておりまして、先ほど申し上げました6月27日、おとついなんですね、内容を確認ができました。

政治倫理審査会において、三好議員は、地方自治法第132条、これは「品位の保持」と、こういうものでございます。それから、刑法321条、「侮辱罪」、こ

れに抵触するような発言をされたわけであります。しかも委員長や出席議員の皆さんの制止にも応じることなく発言を続行されておられます。

そこで、私が、言いたいのは、事実を摘示しないで公然と人を侮辱した発言であると、こう言いたいわけですね。さらに私個人の職業に関し、他人の私生活にわたる発言があったと私は思っております。

当然私、年をとっておりましたので後継者との調整をしながら、商いはやめるということは常々言っておりました。しかしながら三好議員は、「株式会社タケオカを畳まれる」と2度も発言されておられます。

この発言によりまして、もう私は余り知らなかったんですが、MYTを見られたんだらうと思います。私の取引銀行、取引業者から電話が入りまして、いきなり株式会社畳むとは何事かというようなお叱りも受けました。一応は弁解はいたしましたものの、私は三好議員の発言で多大な信用の失墜が生じたというふうに申し上げたいと思います。

このことによって、先ほど申し上げました品位の問題だとかというのをしておるわけであります。「事実の摘示なしに」と、こう申し上げました。好き放題な発言をされているなというふうに思います。

発言の内容を逐次申し上げようと思いましたが、既にもう皆さん方のところへ配っておりますので、中身は申し上げませんが、議員としての資質、全くこれに大きな疑問を感じるわけであります。

私は、三好議員は極めて意図的であり、悪質な発言であり、これは三好議員のお考え以外の意図的な何か働いたのではないかと思います。こんな発言。さらに山中議員の発言に対しましても、誰が意図されたか一生懸命私は今調査しておりますが、山中議員の場合はちょっと議事録もまだ精査中でありますので、今回は三好議員に限り言及をしていきたいと、このように思っています。

当然皆さん御承知のように、議員の発言は、自由は法で担保されております。反面、発言の制限も法で定められておると思います。このたびの三好議員の発言は、多くの方から私はお叱りを受けました。したがって、社会的、精神的被害は甚大であるというふうに訴えたいと思います。

こうした耐えがたい侮辱を感じたのは、人生の中でも、そう数あるわけではありません。そこで、このたび懲罰動議と思いましたが、皆さん御存じのように、この

懲罰動議は、地方自治法133じゃなくて4だと思うんですが、会議規則に定められております。そこで、会議規則には事犯のあった日から3日以内となっております。したがって、今回は懲罰ということには、なかなか難しいんじゃないかと。

弁護士さんとも相談いたしました。私が第1点目として、この懲罰事犯の3日間が果たして適切かどうか。なぜかと言うと、133条で被害を受けた本人が申し出ようとしても、議事録の確認もできない、できた日がおそい、そうするともう3日過ぎていくということになりますと、なかなか難しい問題があると思います。

そこで、地方自治法第134条の2項に「懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない」と、こう書いてあります。このことにつきまして、それぞれの議会の独自性というものを持たされているのではなかろうかなと思っておりますので、先ほども申し上げましたように、ちょっと弁護士と相談したが、これはやっぱり議会の中の問題だと。

そこで、今回の事案のように、私が知り得た日は、つまり6月27日であったということから、議長に対しまして、私は、この会議規則の3日という問題について、どのように今後扱われるのか、私はやはり、「本人が知り得た日から」ということになろうと思うんですね。その辺も議長にお願いしたいと思います。

併せて、三好議員の常日ごろの議会でのルール無視も目に余るものありますが、去る6月2日の発言は、先ほど申し上げたとおり、地方自治法第132条「品位の保持」並びに133条「侮辱に対する処置」によりまして、これは徳並議員の賛同も得まして、三好睦子議員に対し、謝罪と議事録の削除等、何らかの措置を求めるものであります。

以上が、私の動議といたしたいと思います。議員各位の皆さんにおかれましては、ぜひ御理解を賜りまして御賛同賜りますことをお願いを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（荒山光広君） 徳並議員。

○13番（徳並伍朗君） 私の名前が出ましたので、ちょっと話をさせていただきます。

恐らく皆さんもそうでしょうけれど、市議会議員の選挙のときには、どういうふうにして出られます。地域の人たちの皆さんの安心・安全、福祉の向上ということで、ほとんどの方が言って選挙に出られます、そして賛同が得られるわけですが。

また、一般質問においても、地域の皆さんの安心・安全をよく優先されます。西岡市長も市議会議員のときには、地元の公共下水道あるいは市営住宅をつくってくれと一般質問をされました。

しかし、このたびの三好議員は、「この政治倫理条例には抵触していない」というふうに2回ほどおっしゃっています、発言の中で。皆さん、読まれたらわかります。そして、竹岡議員の利益のことを4回言っておられます、4回。これはちょっと読まさせてもらいます、もう本当に。いいですか。

でき上がった暁には何らかの理事長なり、また理事長じゃなくても何らかの役職について利益が発生するのじゃないか。利益、役職、理事長になるなり役職になるなど利益が発生するのじゃないかと思っている。自分は手がけずに更地になったと、理事長にもなった。何かの役についた。利益が発生された。そして、最後には、「利益をもたらそうかというような行為があったことについては」、書いてあります。そして最後に、「これからも慎んでいただきたい」ということで、これは肯定しているんですね、利益があったということ。

議員は、先ほど竹岡さん言われたように、言うことについても保障ができました自由ですが、その前に責任があるんです、責任が。このようなことを議会に、ずっと皆さん続けるおつもりですか。そうしたら、美祢市議会が崩壊します。ちゃんと襟を正すところは襟を正すべきだというふうに私は思って、竹岡議員の動議にも賛成をいたしました。もう少し襟を正して頑張りましょう。

以上です。

○議長（荒山光広君） 秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） 私も、6月2日の委員会には出席がかないませんでした。

しかし、そのときの記録を読まさせていただきました。まさに先ほどから問題になっている点、多々あるというふうに思っております。

しかし、先ほど三好議員は、「市民の意見をくみ上げて発言したんだ」という発言されました。しかし、このたびの審査会、坪井さんからの審査会の請求は、やはりありますように、政治倫理条例の第3条第1項の第1号及び3号、これについて審査をしていただきたいという、まさにこういうふうな政治倫理審査会の請求だったというふうに思っております。

先ほど来、話がありますように、うわさ話を出されてこの審査、まさに竹岡議

員に対する印象操作であると。まさに名誉を著しく傷つけるものであるというふう
に思っております。この発言は、ゆゆしき発言であり、人を大きく傷つける発言で
あるというふうに思います。この委員会での発言のあり方に疑義を感じるものであ
ります。

私も、先ほど動議出されております。これに賛成をして、何らかの処分を求めま
す。

○議長（荒山光広君） 三好議員、何かありますか。

今動議が出されておりますので、その動議の賛成の御意見だと思えますけども、
安富議員手が挙がってございましたけど。安富議員。

○15番（安富法明君） 今、動議が提出をされて、成立を一応しておりますが、私、
この審査会も閉じておるわけですが、この三好議員の発言については、当時審査会
の委員として在席をしておりました。今言われるように、その発言の内容が事実
に基づいたものではありません。みんな世間のうわさ、これがもとになっております。

余りにも厳しいといえますか、ひどい発言で、そのことは審査会の議事録の中
にも見ていただいたらあると思うんですが、私は恐らくもう少し早く本人が気づかれ
るべきだというふうに思ったんですが、今日のこういうふうなあれに至っております。

それで、この条例について、政治倫理基準3条の第2項にこういうふう書いて
あります。「議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑念を持たれたとき
は、みずから誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らか
にしなければならない。」と、こういうふうな書き方がしてあります。

で、私そのとおりでと思うんですが、今のような発言、これをそのもとに、何を
みずから根拠のないものをどういうふうに証明をするんでしょうか。事実がそこ
にあるのであれば証明もできるでしょう。そういうことを考えるときに、非常に議
員としての発言としては、非常に適切さを欠いております。

何らかの形で対象になられた——竹岡議員ですが、私は言われるのは最もであろ
うかというふうに思いますので、その措置をされるべきだというふうに思います。
で、動議に対しては賛成をいたします。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 私は、この政治倫理審査会にその一員としてずっと携わって

きました。それで、その関連の資料につきましては、請求者からのいろいろ書類等もファイルとしておかれて、しっかりと審査会の1回、2回、3回報告、また、きょう皆さんに渡された会議録等についてもしっかりと今まで確認してきたところでございます。

そういったことで、政治倫理審査会において、この3回目の会議録、内容、これについては徳並議員も少し言われましたけれども、この中の言葉が非常に過激といえますか、非常にちょっと問題がある。今回は三好議員の発言の中で、

今回は市長が凍結されたことで、言葉を簡単に言えば未遂だったと、何かおかしいですね。抵触しない方向になったと思いますが、もしこれがこのままで行けば、更地にした後の自分は手がけずに更地になった。

と、そういった理事長にもなったと、いろいろ言われました。

それで、市長の決断があったので、これについてはうわさではいけないと言われるけれども、抵触、利益をもたらそうというような声があったことについては、やっぱり慎むべきではなかったかと思います。

と、こういう形で決めつけています。非常にこういう竹岡議員に対しての、このもうブラックといいますか、ダーティーイメージというのを、これで刷り込んでおりますね。なかなかこういったところを、こういう審査会で言うと、なかなかこれを取り消さない。これがもし私であれば、私はもう全力投球で、これに対しては抵抗、当然しっかりと弁明はしていきますけれども、今回のそういった面においては、竹岡議員の今回動議出されたということは、本当に私も同意するところであります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 私は、この日の審査会のほうに出席して、この発言等を実際聞いておりました。当日は竹岡議員の審査であったわけですが、竹岡議員の今回の問題がある条例に抵触しているという、ほかに山中委員等もそういう立場の発言等されておったんですが、山中委員が言われていた発言の内容と三好委員が言われた内容は、もう全然違うということを御理解いただきたいと思います。

山中委員の場合は、あくまでも過去に起こったことを問題がある、これに対して審査を行って条例違反があるという形で主張をされておりました。しかし、三好委員の発言は、過去には問題はなかったが、将来このままいけば、未来に問題が起こ

っていたから、ここでそういうことは慎むべきだったという形で、竹岡議員を責める発言をされておりました。

言いかえれば、あいつらは将来悪いことをするに違いないから、今のうちに牢屋に入れてしまえというような論理であります。これはやっぱりやってはいかんことだと思っております。これは明らかに思い込み、偏見、要は差別につながり、最終的にはやっぱり人権問題までいく発言だったと。

多分、御本人は御自覚はなかったかもしれませんが、特に私がちょっとびっくりしたのが、この発言をされたのが、共産党さんということです。こういう思い込みとか、偏見とか、こういうのに長く、私は子供のころから習ったのは、共産党さんはこういうのに長く戦ってこられた党だと思っておりました。ですから、そういう弱者ですとか、そういう方を守るための発言をよくされていたと思っておりました。

しかしながら、今回発言された内容は、明らかに思い込みでございます。偏見でございます。そのあたりはぜひ、今回この動議に関して、発言内容をもう一度見ていただいて、その発言の内容がいかにかんどうところが問題があったかというあたりを、ぜひ御自覚いただきたいと思っております。

そういう意味で、私は、この動議に賛成いたします。

○議長（荒山光広君） ただいま竹岡議員から、名誉の回復に関して何らかの措置を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によって長引くことが予想されますので、あらかじめこれを延長いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時55分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

先ほど、竹岡議員から動議が提出され、動議は成立しております。

本動議は、政治倫理審査会における三好議員の発言に対する地方自治法第133条の規定に基づく措置の要求ということでありましたが、第133条の規定は、議会の本会議及び委員会に関するものであり、基本的には適用外と考えられます。

しかしながら、市民の皆様は、MYTを通してごらんになり、政治倫理審査会を議会の会議として理解しておられる方が多くいらっしゃると思われる点。

また、三好議員の不穏当な発言により、竹岡議員の名誉を著しく傷つけていると考えられる点を考慮し、議長として、地方自治法の適用などについて、慎重に検討したところであります。

議会及び議員の品位の保持は、本会議、委員会、その他の会議を問わず、常に意識しなければならない基本的事項であると考えており、本来、地方自治法第133条の適用外ではありますが、議員の名誉にかかわることですので、地方自治法の規定に即した取り扱いを行うことといたしましたところであります。御理解をいただきたいと思えます。

それでは、この動議を議題として、採決いたします。

お諮りいたします。この動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。名誉の回復に関して何らかの措置を求める動議は、可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後6時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に、名誉の回復に関して何らかの措置を求めることについて、先の政治倫理審査会の高木会長、三好議員及び議長の私が協議し、政治倫理審査会での三好議員の不穏当な発言部分は、政治倫理審査会の記録中、当該箇所について高木会長と調整の上、善処することとなりました。

また、会議規則第151条第2項の規定については、今後、議会運営委員会等での検討課題といたしたいと思えます。

この際、三好議員より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

三好議員。

○8番（三好睦子君） 去る6月2日の美祢市議会政治倫理審査会において、私が不穏当な発言をして竹岡議員の名誉を傷つけ、多大な御迷惑をおかけしましたことを

深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

記録の中の私の不穏当な発言の部分については、削除よろしく願いいたします。

また、執行部の皆さんにも、長時間にわたり御迷惑をおかけしましたことおわび申し上げます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、最後に三好議員がおっしゃったように、私が動議を出しまして、執行部の皆さん方には大変長時間にわたってお待たせをし、不効率な議会となったこと、心からおわびを申し上げたいと思います。

今、三好議員のほうから、謝罪と削除の発言がございましたので、私にはまだまだ株主に対して取引利害関係者に対しての後遺症は残っておりますものの、一応議会での出来事には終結をしないと、このように思っております。長時間どうもありがとうございました。

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて、平成29年第2回美祢市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後6時03分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月29日

美祢市議会議長

荒山光広

会議録署名議員

下井克己

”

酒造任朝